

3 労使協議機関に関する事項

(1) 労使協議機関の有無及び労使協議機関の成果の有無

「労使協議機関がある」事業所（企業全体にある場合を含む。以下同じ。）の割合は 36.4%（同 37.1%）となっており、そのうち令和 5 年（又は令和 5 会計年度；以下同じ）1 年間の労使協議機関の成果の有無をみると、「成果があった」59.3%（同 60.7%）、「成果がなかった」1.0%（同 1.8%）、「どちらともいえない」37.8%（同 36.2%）となっている。

「労使協議機関がある」事業所の割合を企業規模別にみると、300 人未満では 2 割程度であるが、規模が大きくなるにつれてその割合は大きくなり、5,000 人以上では 80.5%となっている。（第 3 表）

第 3 表 労使協議機関の有無及び労使協議機関の令和 5 年 1 年間における成果の有無別事業所割合

(単位：％) 令和 6 年								
区 分	計	労使協議機関 がある		成果の有無			労使協議 機関がない	不明
				成果が あった	成果が なかった	どちらとも いえない		
計	100.0	36.4	(100.0)	(59.3)	(1.0)	(37.8)	63.3	0.3
< 企 業 規 模 >								
5,000 人 以 上	100.0	80.5	(100.0)	(68.3)	(0.1)	(30.1)	19.4	0.1
1,000 ～ 4,999 人	100.0	56.4	(100.0)	(68.7)	(1.6)	(27.0)	43.6	-
300 ～ 999 人	100.0	39.0	(100.0)	(63.9)	(0.7)	(34.9)	61.0	-
100 ～ 299 人	100.0	21.2	(100.0)	(42.7)	(4.6)	(44.2)	77.2	1.6
50 ～ 99 人	100.0	23.3	(100.0)	(51.9)	(0.3)	(47.8)	76.7	-
30 ～ 49 人	100.0	20.7	(100.0)	(39.8)	(0.8)	(59.4)	79.1	0.1
< 労 働 組 合 の 有 無 >								
労 働 組 合 が あ る	100.0	83.2	(100.0)	(68.4)	(0.9)	(29.0)	16.0	0.9
労 働 組 合 が な い	100.0	15.1	(100.0)	(36.3)	(1.5)	(59.9)	84.8	0.1
令 和 元 年 調 査 計 ²⁾	100.0	37.1	(100.0)	(60.7)	(1.8)	(36.2)	62.9	0.1

注：（ ）内は労使協議機関がある事業所に対する割合である。

1) 労使協議機関の成果の有無「不明」を含む。

2) 令和元年調査の成果の有無は平成30年（又は平成30会計年度；以下同じ）1 年間についての結果である。

(2) 正社員以外の労働者の労使協議機関への参加状況

「労使協議機関がある」事業所について、「従業員代表に正社員以外の労働者が入っている」の割合は 25.3%（同 24.4%）となっている。

また、正社員以外の労働者の従業員代表の就業形態（複数回答）別の割合では、「パートタイム労働者」17.3%（同 20.2%）、「パートタイム労働者以外の労働者」9.6%（同 5.6%）となっている。

（第 4 表）

第 4 表 正社員以外の労働者の労使協議機関への参加の有無及び参加労働者の就業形態別事業所割合

(単位：％) 令和 6 年						
区 分	労使協議機関 がある 計	従業員代表に 正社員以外の 労働者が 入っている ¹⁾	就業形態（複数回答）		従業員代表に 正社員以外の 労働者が 入っていない	不明
			パートタイム 労働者	パートタイム 労働者以外の 労働者		
計	100.0	25.3	17.3	9.6	74.4	0.3
< 企 業 規 模 >						
5,000 人 以 上	100.0	36.9	30.5	9.3	62.5	0.6
1,000 ～ 4,999 人	100.0	19.4	16.2	3.3	80.2	0.4
300 ～ 999 人	100.0	29.7	17.9	15.5	70.3	-
100 ～ 299 人	100.0	11.6	4.4	7.2	88.4	-
50 ～ 99 人	100.0	15.0	6.9	10.1	85.0	-
30 ～ 49 人	100.0	22.8	7.7	14.0	77.2	-
< 労 働 組 合 の 有 無 >						
労 働 組 合 が あ る	100.0	26.4	19.9	8.3	73.3	0.3
労 働 組 合 が な い	100.0	22.7	10.6	12.9	77.1	0.2
令 和 元 年 調 査 計	100.0	24.4	20.2	5.6	74.9	0.7

注：1) 従業員代表に入っている正社員以外の労働者の就業形態「不明」を含む。

(3) 労使協議機関に付議する事項及び専門委員会で取り扱う事項

労使協議機関がある事業所について、労使協議機関に付議する事項（複数回答）をみると、「労働時間・休日・休暇に関する事項」86.0%が最も多く、次いで「安全衛生に関する事項」75.9%、「賃金・退職給付に関する事項」72.4%などとなっている。

また、専門委員会で取り扱う事項をみると、「安全衛生に関する事項」34.4%が最も多くなっている。（第1図）

第1図 労使協議機関に付議する事項及び専門委員会で取り扱う事項別事業所割合

